

## 「ご意見募集」による主なご意見とそれに対する考え方

「ユニバーサルデザイン政策大綱（案）」について、ホームページへの掲載等により、平成17年6月17日～27日にかけて意見募集を行いました。

この結果、22通74件のご意見を頂きました。

寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方は次の通りです。

（全体）

- ・子供についての記載がまったくない。子どもの視点もぜひ入れてほしい。
- ・子ども・子連れへのユニバーサルデザイン、バリアフリーの配慮の視点を加えてほしい。
  - ご意見を踏まえ、例示に「子ども」「子ども連れ」を追加する等、修正しました。
- ・視覚障害者としてPDFは読めないなので、ワードかテキスト版をぜひ作ってほしい。写真ももう少し説明がほしい。
  - ご意見を踏まえ、ユニバーサルデザイン政策大綱につきまして、PDFに併せてテキスト版を国土交通省ホームページで公表致します。また、今後、点字版を作成する予定です。
- ・一般的でない言葉は使用しないか、補足説明をすべき
  - ご意見を踏まえ、一般的でない言葉、わかりにくい言葉は、脚注により補足説明をしました。

（はじめに）

- ・「女性や障害者の社会参画が強く求められ」とありますが、労働可能な人材として定年等でリタイアされた人々の社会参加が不可欠ではないか。
  - 「高齢社会対策の大綱（平成13年12月28日閣議決定）」の記述を踏まえ、以下の記述を追加致しました。  
「高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるよう配慮した自立支援の施策等が進められ、・・・」

（Ⅰ. 1 これまでの取組み）

- ・旅客施設、道路、建築物、住宅の4項目で整理されていますが、鉄道車両、バス、航空機、旅客船舶といった移動体項目についてもバリアフリー化率について明記すべきと考えます。
  - ご意見を踏まえ、「公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合」の表を追加致しました。

（Ⅱ. 3 だれもが安全で円滑に利用できる公共交通）

- ・「また、交通事業者の提供する公共交通サービスが利用者の視点を踏まえているかどうかを客観的に評価する仕組みや、IT技術の活用を含めた情報提供の改善・充実が求められている」とありますが、利用者にとっての総合的な利便性評価は、関係する各機関の一体的かつ総合的なサービス提供によりなされると考えます。したがって複数の事業者が関与し、特定の事業者が追随し得ない場

合、他の事業者までもが低く評価されることが懸念され、努力した事業者が正当に評価されない危険性をはらんでおります。こうした観点から、評価手法を確立のうえ、個別事業者が適正に評価される仕組みを望みます。

→ 交通事業者の提供する公共交通サービスが利用者の視点を踏まえているかどうかを客観的に評価するための仕組みについては、現在、第三者的な機関による評価などを想定しつつ検討を行っています。具体的な評価の方法等は今後検討していくものですが、いずれにせよ、サービス提供に関する適正な評価がなされるよう十分に留意しつつ、関係者のご意見も伺いながら、具体的な制度設計を行っていきたいと思います。

(Ⅱ. 5 (3) ITを活用したユニバーサルな情報提供(コピキタス環境の構築等))

・ IT活用による情報提供は、IT設備導入コストが余りにもかかり過ぎます。この様な設備は日々進化し続けるので、汎用性、拡張性がある設備にすることは考えられていると思いますが、提供情報内容も、最低限必要なものにすべきだと考えます。

→ ご指摘の通り、日々革新的な技術開発が進むIT分野においては、初期投資や維持管理におけるコスト面での懸念もあることは事実です。その面を克服するためにも、実証実験の段階から多様な方々に参画頂き、対応策等のアイデアを頂くことが重要と考えております。また、検討のなかで、コストの縮減も重要なテーマと考えております。情報提供内容についても、行政としての情報、民間の情報、市民の情報といった役割分担のなかで必要な情報をユーザーが選択できるものが必要と考えており、これもシステムを作り込む段階から、産学官市民が連携を図りながら進めていきたいと考えています。

(Ⅲ. 1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた多様な関係者の参画の仕組みの構築)

・ 個々の計画の策定には、関係当事者が参加し、意見を反映できるようにすること。また、意見を聞くときには、聴覚障害者も内容が分かるよう情報保障を設けること。

→ 大綱に記述の通り、今後、多様な関係者の参画の仕組みを構築して参ります。

(Ⅲ. 3 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進)

・ ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化の検討と建築基準法との整合性を検討してほしい。

→ ハートビル法は建築基準法の特別法であり、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化の検討を行うに当たっては、建築基準法との整合性について検討する必要があると考えています。

・ ノンステップバスへの補助金について、車椅子の人が楽に乗ることのできるスペースが空かないような混雑率の路線にはノンステップバスの購入に補助金を出さないなど、ある一定の基準を設けてほしい。車椅子の人が乗れないような混雑している路線にノンステップバスを導入しても意味がない。

ノンステップバスの構造について、もっと普通の人が利用しやすい構造にすべきである。バスの中ほどから床が斜めになっているため、立っていることが非常に苦痛である。こういった構造を改めさせるため、国の厳しい審査が入ることを望む。

→ 急速な少子高齢化等が進む状況において、バリアフリー化の推進はユニバーサルデザインの考え方に基づく政策展開の中でも最も重要な政策の1つであり、今後とも、ノンステップバスの普及促進を図っていくことが必要であると考えております。

ダイヤの改善や車両の選択は、事業者の判断によるものであり、混雑の状況や利用者のニーズ等に応じ、適切に対応されるものと考えております。

また、ノンステップバスの構造については、高齢者、身体障害者、健常者がともに利用でき、安全性及び利便性の高いノンステップバスの普及がより一層推進されるよう、ノンステップバス標準仕様を策定しており、標準仕様に合致するバスについては認定を行っています。今後とも、技術の開発動向を見極めた上でノンステップバス標準仕様を策定することとしております。

・電車などの公共交通機関のトラブル発生時もアナウンス放送だけでなく、同じ内容を電光文字表示装置を通して、状況を知らせる事を義務づけて下さい。

→ 電光文字表示装置等の設置については、現在「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」において、可変式情報表示方式等を設置し、異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示すよう定めているところです。

#### (Ⅲ. 4 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた基準・ガイドラインの策定)

・公共交通機関が同じマニュアルで対応すると、どこに行っても乗降がわかりやすく、案内方法も統一した案内ができると思う。

→ 国土交通省では、平成13年に作成した、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」において、より望ましい施設整備の基準を示しており、その中に案内標識等の整備についても記載しているところです。各公共交通事業者に対しては、ガイドラインに則った整備を進めて頂くようお願いをしているところです。

・「利用者数5000人未満の旅客施設を対象とした整備のあり方に関するガイドラインの策定」とありますが、交通の形態（自動車移動が主体となった公共施設利用）等を考慮して進めていくべきと考えます。具体的には旅客施設のみを中心とするのではなく、市役所などの公共施設、病院など、生活の中心となるところを拠点とすることも検討し、歩いて暮らせる街づくりの実現を果たすようなガイドラインを策定すべきではないでしょうか。

→ 「Ⅲ. 具体的施策 7 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり」において記述しているように、都市計画におけるユニバーサルデザインのまちづくりの理念、取組方針を明らかにするため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた政策課題対応型都市計画運用指針を策定する予定です。

・駅内など交通機関のエレベーターを透明化してほしい。

→ ご指摘のエレベーターにつきましては、法律に基づくバリアフリーの基準の中で、「かご及び昇降路の出入り口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造であること」を定めており、公共交通事業者がエレベーターを設置する際には、上記基準に則った整備をするよう既に義務付けているところです。

(Ⅲ. 5 ソフト面での施策の充実(「心のバリアフリー」社会の実現等))

・心のバリアフリーを一層推進してください。

→ 心のバリアフリーは重要な施策であると認識しており、本大綱の具体的な施策においても、利用者・学生・事業者など多様な人材育成を図るとともに、人々の意識啓発を図ることなどによって、心のバリアフリー社会の実現に向けた取り組みを進めていくこととしています。

・バリアフリーアドバイザーを養成してほしい。

→ ご指摘の点については、国土交通省ユニバーサルデザイン大綱の中においても、「ユニバーサル社会の実現に資するため、利用者・学生・事業者など多様な人材育成を図るとともに、人々の意識啓発などを促進する。」旨記載しており、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」報告書においても人材育成の重要性が指摘されております。上記の点を踏まえ、国土交通省では平成17年度において、心のバリアフリーの推進として、各種人材育成事業を実施しており、今後とも対応していきたいと考えております。

(Ⅲ. 7 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり)

・「授乳のための場所の確保」もユニバーサルデザインのまちづくりの具体的な推進の中に含んでほしい。

→ ご指摘の授乳のための場所の確保につきましては、法律に基づくバリアフリー化の基準の中で、休憩設備の設置を定めているところ、授乳のための場所の確保につきましても、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」において、授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい旨記載しているところです。各公共交通事業者に対しては、ガイドラインに則った整備を進めて頂くようお願いをしているところです。また、「高齢者・障害者等の利用を配慮した建築設計標準」においては、乳幼児を同伴した者が利用する施設では、授乳のためのスペースを設けることが望ましいとしており、プライバシーに配慮したものとすることとしておりますので、引き続き普及を図っていきます。